

【外国政府等において重要な公的地位を有しないことのご確認】

金融機関等には、お客様との一定の取引を行う際に、お客様が外国の元首または外国政府等において重要な公的地位を有する者等に該当する方であることを確認することが求められています。

「ご自身またはご家族」が、以下の外国政府等において重要な地位を占める者等（過去において該当する場合も含まれます）に該当される場合は、ローンの申込みをいただくことはできません。また、今後申告した内容に変更があった場合、直ちに取引店に連絡ください。

1. 外国の国家元首
2. 外国の政府において以下の職に相当する職にある者
 - ①日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - ②日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長相当または参議院副議長に相当する職
 - ③日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ④日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - ⑤日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
3. 外国の中央銀行の役員
4. 外国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
5. 上記1～4に掲げる者の親族に該当する以下の方
 - ①配偶者（事実婚を含む、以下同様）
 - ②父母
 - ③子
 - ④兄弟姉妹
 - ⑤①～④以外の配偶者の父母、および配偶者の子

【該当する親族の範囲】

